平成２３年（フ）第３４５３号
札幌市南区真駒内柏丘９丁目３番12号
債務者　石井多美子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７２号
札幌市東区伏古６条２丁目１番１―303号
債務者　廣鰭　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１２号
札幌市東区伏古14条３丁目１番13号　エナージ丘珠101号
債務者　成田　和夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４４号
札幌市豊平区福住２条８丁目14番34号　望羊ハイツ201号
債務者　京屋ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５８号
札幌市中央区南６条西23丁目２番２号　パークレジデンス鶴301号
債務者　三浦美智子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８７号
札幌市白石区菊水元町３条５丁目４番５―208号
債務者　二口　弘志
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２１号
札幌市中央区南８条西17丁目２番27―102号
債務者　櫻岡　登萌
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２４号
北海道石狩市樽川３条３丁目92番地　ＰＩＮＯ　Ｍ２―203号
債務者　松田誠一郎
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６３号
札幌市中央区南６条西３丁目10番地　セントラルビル713号
債務者　廣中　里美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８８号
札幌市南区澄川４条３丁目８番１号　石黒ハイツ101号
債務者　中岫サチ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８９号
札幌市北区新琴似６条７丁目７番22号　正明マンション102号
債務者　安樂磨衣子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９５号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―404号
債務者　岡部　里志
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９６号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―404号
債務者　岡部由美子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１３号
札幌市東区北44条東15丁目１番７―501号
債務者　板谷美由紀
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
群馬県前橋市山王町２丁目３番地７　レオパレスラフォーレⅠ―103号
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５号
群馬県前橋市山王町96番地
債務者　関根　一樹（旧姓羽鳥）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
群馬県前橋市江田町290番地　リバーサイドサンオー105号
債務者　清水　孝現（旧姓伊東・鈴木）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係